

個人番号(マイナンバー)入りの住民票等は、
本人へ普通郵便にて送付します。

“消せるボールペン”や鉛筆は使用しないでください。
使用していた場合は、申請をお受けできません。

この委任状は本人(頼む方)がすべて記入してください。

委 任 状

※印鑑登録はこの委任状ではできません。

太宰府市長 殿

令和 年 月 日

私は下記の申請及び受領、届出に関する権限を下記の代理人に委任します。

本人(頼む方)			
(住民票のある)	(住所は正確に記入してください。住所に相違がある場合は、申請をお受けできません。)		
住 所			
マンション・アパート名 と部屋号数			
氏 名	(自署の場合は押印不要です。)	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
電話番号	— —	自宅・職場・ケータイ・呼出()	

委任内容	<1. 届出(住所や世帯主の変更の届など)に関する事>		
	[氏名を記入]	[内容を記入]	
		の	に関する届出
※氏名・証明の 種類を記入して いないものは、 無効とします。	<2. 証明の交付申請(住民票・戸籍謄本・戸籍抄本・身分証明書・税務証明・閲覧など)に関する事>		
	[氏名を記入]	[証明の種類を記入]	
		の	が、必要
		の	が、必要
証明に関する具体的な指定(「何枚必要」や、「本籍、続柄載せない」、「旧姓がわかるもの」、「年度」など。)			

代理人(窓口に来る方) ※この欄も本人(頼む方)が記入してください。			
(住民票のある)			
住 所			
マンション・アパート名 と部屋号数			
※法人(会社など)の社員に委任する場合は、上記住所欄に法人(会社)の住所と団体名(社名)の両方を書いて下さい。			
氏 名		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

代理人の方へ 上記の申請・届出をする場合、代理人(窓口に来る方)の本人確認を実施していますので
本人確認できる資料を必ずご持参ください。代理人の住所が法人(会社など)になっている場合は、本人確認
資料と別に法人の職員(会社の社員)である証明が別途必要になります。

※不正な手段により作成された委任状を行使し、事実に基づかない住民票・戸籍証明・税務証明等
の交付申請、住民異動の届出をした場合は、刑罰の対象となります(住民基本台帳法第47条、戸籍
法第133条、刑法第159・161条。)

委任状記入例

“消せるボールペン”や鉛筆は使用しないでください。
使用していた場合は、申請をお受けできません。

この委任状は本人(頼む人)がすべて記入してください。

委 任 状

※印鑑登録はこの委任状ではできません。

太宰府市長 殿

令和 2 年 2 月 2 日

私は下記の申請及び受領、届出に関する権限を下記の代理人に委任します。

本人(頼む人)	
(住民票のある)	(住所は正確に記入してください。住所に相違がある場合は、申請をお受けできません。)
住 所	太宰府市観世音寺 1 丁目 1 番 1 号
マンション・アパート名 と部屋号数	太宰府アパート 101 号
氏 名	(自署の場合は押印不要です。) 太宰府 花子
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 昭和 5 年 1 月 1 日
電話番号	— — 自宅・職場・ケータイ・呼出()

委任内容	<1. 届出(住所や世帯主の変更の届など)に関する事>	
	[氏名を記入]	[内容を記入]
		の に関する届出
	<2. 証明の交付申請(住民票・戸籍謄本・戸籍抄本・身分証明書・税務証明・閲覧など)に関する事>	
※氏名・証明の 種類を記入して いないものは、 無効とします	[氏名を記入]	[証明の種類を記入]
	太宰府 太郎	の 戸籍謄本、住民票 が、必要
		の が、必要
	証明に関する具体的な指定(「何枚必要」や、「本籍、続柄載せない」、「旧姓がわかるもの」、「年度」など。)	

代理人(窓口に来る人) ※この欄も本人(頼む人)が記入してください。	
(住民票のある)	
住 所	太宰府市五条 3 丁目 1 番 1 号
マンション・アパート名 と部屋号数	
※法人(会社など)の社員に委任する場合は、上記住所欄に法人(会社)の住所と団体名(社名)の両方を書いてください。	
氏 名	太宰府 二郎
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 昭和 4 年 1 月 1 日

上記の申請・届出をする場合、代理人(窓口に来る人)の本人確認を実施していますので、運転免許証等の本人確認書類を必ずお持ちください。代理人の住所が法人(会社など)になっている場合は、本人確認書類と別に法人の職員(会社の社員)である証明が別途必要になります。

※不正な手段により作成された委任状を行使し、事実に基づかない住民票・戸籍証明・税務証明等の交付申請、住民異動の届出をした場合は、刑罰の対象となります(住民基本台帳法第47条、戸籍法第133条、刑法第159・161条。)